

都道府県独自の被災者生活再建支援制度

令和元年6月1日現在

		区分			支援法との併給	名称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))						財源負担割合				制度の開始時期	
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合		左記の負担する市町村
1	北海道	○	○	○	○	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金	○	全壊又は半壊が1世帯でも発生した災害	20	-	-	-	10	-	-	○	-	-	-	S48.9.24
2	岩手県	○			○	被災者住宅再建支援事業費補助	-	東日本大震災により、支給対象となる被害が発生した災害(住宅を建設・購入する世帯のみ)	100	100	-	-	-	-	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H24.4.1
3	秋田県	○	○	○	○	災害り災者見舞金	○	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による災害(災害規模は問わない)	60	-	-	-	20	20	-	○	-	-	-	S47.9.1
4	山形県	○	○	○	○	山形県災害見舞金	○	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は災害救助法による救助の行われる程度の火事若しくは爆発による被害	20	-	-	-	10	-	-	○	-	-	-	S49.7.27
5	福島県		○	○	-	福島県被災者住宅再建支援事業補助金	○	被災者生活再建支援法適用外で、住家大規模半壊以上の被害が1以上ある自然災害	300	300	300	250	-	-	-	○	-	-	-	H28.4.1
6	茨城県	○	○	○	-	茨城県災害見舞金	○	1. 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	5	-	-	3	3	2	-	○	-	-	-	H21.11.24
		○	○		-	茨城県被災者生活再建支援補助事業	○	1. 県内において被災者生活再建支援法が適用された市町村が1以上ある自然災害 2. 県内において被災者生活再建支援法の適用はないが、住家全壊被害が1以上ある自然災害	300	300	-	250	25	-	-	-	-	1. 県: 2/3 ・市町村:1/3 ※半壊のみ1/2	被災地域	H27.4.1 <small>半壊25万は27.9豪雨災害で特別措置後、H28.7.1から恒久制度化</small>
7	栃木県		○	○	-	栃木県被災者生活再建支援金 ※実施主体は(公財)栃木県市町村振興協会	○	支援法等の適用の有無に関わらず、住家の全壊・大規模半壊1世帯以上の被災があった自然災害	300	300	300	250	-	-	-	-	○ (基金設置)	-	全市町村	H25.4.1
8	群馬県		○	○	-	群馬県・市町村被災者生活再建支援制度	○	1世帯以上の住宅全壊被害等が発生した自然災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H27.4.1
		○	○	○	-	群馬県災害見舞金	○	同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した災害(床上浸水世帯を対象)	10	-	-	-	5	2	-	○	-	-	-	H23.11.16

		区分			支援法との併給	名称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財源負担割合				制度の開始時期	
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村		
9	埼玉県		○	○	-	埼玉県・市町村生活再建支援金	○	全壊等が1世帯でも生じた災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	全市町村	H26.4.1	
10	千葉県	○	○	○	○	千葉県災害見舞金	○	5棟以上の住家が全壊・全焼・流失した災害	10	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	H10.11.20	
				○	○	-	千葉県被災者生活再建支援事業	○	原則として、市町村域をまたいで発生した同一災害による住宅被害の合計が支援法の適用要件となる規模の場合において、支援法の適用がない市町村の被災世帯	300	300	-	250	-	-	-	○	-	-	-	H27.4.1
11	福井県	○	○	○	○	福井県災害見舞金	○	1 原則として災害救助法の適用がなく、かつ市町村が災害対策本部を設置した小災害 2 1にかかわらず、天災等による被害であって生活基盤を失った場合または過疎地域で復旧困難な場合等 特殊な事情があるものについては、関係課協議のうえ対象災害とすることができる	5	-	-	2	2	-	-	○	-	-	-	H5.9.7	
		○	○	○	○	-	福井県被災者住宅再建補助金(恒久的な制度とはせず、必要に応じ検討する)	-	当該災害で被災した住家が対象(支援金の支給があった場合には、当該金額を控除した額が支給限度額となり、年齢・所得制限はない。)	400	-	-	200	200	50	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H16.7
12	山梨県		○	○	-	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度	○	県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害	100(300)※6	100(300)	100(300)	50(250)	-	-	-	-	-	県内で支援法適用有り 県:2/3市町村:1/3 県内で支援法適用無し 県:1/2市町村:1/2	被災地域	H28.1.1	
13	長野県			○	○	-	長野県災害見舞金	○	1. 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が滅失した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	30	-	-	10	10	2	-	○	-	-	-	S49.3.1
				○	○	-	信州被災者生活再建支援制度	○	県内において住家半壊被害が1世帯以上発生した災害	300	300	300	250	50	-	-	-	○	-	被災地域	R16.1
14	岐阜県		○	○	-	岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金	○	県内又は隣接県内で支援法が適用された災害及び知事が特に必要と認めた災害	300	300	300	250	50	30	-	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	被災地域	H16.12.16	
15	静岡県		○	○	-	被災者自立生活再建支援補助金	○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	-	250	-	-	-	○	-	-	-	H18.10.24	
				○	-	被災者住宅再建支援事業費補助金	○	支援法の対象とならない被害規模の災害	-	-	-	-	50	-	-	-	○	-	-	H18.4.1	

		区分			支援法との併給	名称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財源負担割合				制度の開始時期		
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村			
16	愛知県			○	○	-	愛知県被災者生活再建支援事業費補助金	○	支援法による支援の対象とならない規模の災害(市町村が被災者に被災者生活再建支援金を支給した場合に、県は当該市町村に対し補助金を交付する)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	-	被災地域	H30.4.1
		○	○	○	○	○	災害見舞金	○	・災害救助法が適用されたとき、 ・被害が次の2つ以上に該当する災害 ①5市(区)町村以上で被害。 ②350世帯以上の住家滅失。 ③死者1または重傷者10以上の被害が発生。	10	-	-	-	5	1	-	○	-	-	-	S57	
17	三重県	○	○			-	三重県災害見舞金	○	被災者生活再建支援法適用災害	10	-	-	-	5	2	-	○	-	-	-	-	H29.10.22
18	滋賀県	○	○	○	○		被災者に対する災害見舞金	○	一の市町において全壊(焼)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき	5	-	-	-	3	2	-	○	-	-	-	-	S40.8.1
		○	○	○	-		滋賀県被災者生活再建支援制度	○	・県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生した自然災害 ・その他知事と被災市町長の協議により対象とした自然災害	300	300	-	250	110	50	-	-	-	県:2/3 市町:1/3	-	被災地域	H28.4.1
19	京都府	○				○	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金	○	・府内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害等 ・①かつ②に該当する自然災害 ①いずれかの都道府県で支援法が適用された自然災害 ②府内において支援法の適用基準の概ね3分の1以上の被害	150	-	-	100	150	50	一部損壊50	-	-	府: 2/3 市町村:1/3	-	被災地域	H26.11.14
			○			-			300	-	-	250	150	50	一部損壊50	-	-	-	-	-	-	
20	大阪府		○	○		-	大阪府被災者生活再建支援事業補助金	-	平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号	300	300	-	150	-	-	-	-	○	-	-	被災地域	H30.12.19
21	兵庫県	○	○	○	○	○	兵庫県住宅再建共済制度(住宅再建共済)	○	自然災害 ※年額5,000円の共済負担金で、住宅の再建等に最大600万円給付 ※年額500円の追加負担で、一部損壊特約を付加	建築・購入600 補修200	-	-	建築・購入600 補修100	建築・購入600 補修50	-	一部損壊(損害割合10%以上)で 建築・補修25	-	-	加入者からの共済負担金	-	H17.9	
		○	○	○	○	○	兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済)	○	自然災害 ※年額1,500円の共済負担金で、家財の購入・補修に最大50万円給付	50	-	-	35	25	15	-	-	-	加入者からの共済負担金	-	H22.8	
		○	○	○	○	○	災害援護金	○	一の市町の区域内の被害数が5以上の自然災害(全壊1世帯=1、半壊1世帯=0.5等として積算)	20	-	-	-	10	5	一部損壊(損害割合10%以上)5	○	-	-	-	S43.6	
		○	○	○	-		兵庫県被災者生活再建支援金事業	-	平成30年7月豪雨災害・台風第20号災害・台風第21号災害 ※被災者生活再建支援法の支給対象とならない損害割合10%以上の被害を受けた世帯	150	150	-	75	25	-	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)15	-	-	県: 2/3 市町村:1/3	-	被災地域	H30.6.28
22	和歌山県	○	○	○	○		和歌山県災害見舞金	○	自然災害(災害規模は問わない) ※自然災害以外の災害であっても、知事が必要と認めた場合は支給可能	1	-	-	0.5	0.5	0.5	-	○	-	-	-	H1.4.1	

		区分			支援法との併給	名称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財源負担割合				制度の開始時期
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
23	鳥取県	○	○	○	-	鳥取県被災者住宅再建支援制度	○	下記のいずれかに該当するもので、知事が市町村に協議して指定した災害 ・県内で10世帯以上の住宅が全壊した災害 ・1の市町村の区域において5世帯以上の住宅が全壊した災害 ・1の集落において世帯数の1/2以上かつ2世帯以上の住宅が全壊した災害 ・上記のほか、被災地域における地域社会の崩壊を招く恐れのある被害が発生した災害	300	-	-	250	100	-	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)30	-	-	県: 1/10、市町村:1/10、基金: 8/10(基金拠出: 県: 1/2、市町村: 1/2)	被災地域 (基金:全市町村)	H13.7.6 一部損壊30万はH29.12.26から恒久制度化
		○	○	○	-	鳥取県被災者住宅再建支援制度(平成28年10月21日 鳥取県中部地震対象)	-	同上	300	-	-	250	100	-	一部損壊(損害割合10%以上20%未満)30	-	-	県: 1/10、市町村:1/10、基金: 8/10(基金拠出: 県: 1/2、市町村: 1/2)	被災地域 (基金:全市町村)	H29.1.27
24	島根県		○	○	-	島根県被災者生活再建支援交付金	○	支援法の対象とならない被害規模の災害(市町村が法に基づく被災者生活再建支援金と同等の内容の支援金を支給した場合に、県は当該市町村に対し島根県被災者生活再建支援交付金を交付する)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	全市町村	H14.4.1
		○	○	○	○	島根県西部を震源とする地震に係る被災者生活再建支援制度市町村補助金交付	-	H30年4月9日に発生した島根県西部を震源とする地震	300	-	-	250	100	-	一部破損(補修する場合上限40)	-	○	-	被災地域	H30.4.25
25	広島県		○		-	広島県被災者生活再建支援補助金	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	被災地域	H12.6.7
		○	○	○	○	広島県災害見舞金	○	広島地方気象台の発表する注意報及び警報並びに大阪管区気象台の発表する注意報及び警報が発せられた場合における自然現象に起因して被害が生ずること及び知事が特に認める事象	30	-	-	-	10	-	-	○	-	-	-	S62.4.21
26	山口県		○		-	山口県被災者生活再建支援金支給事業	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	被災地域	H11.11.1
27	岡山県	○	○	○	○	岡山県災害見舞金	○	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、落雷その他異常な自然現象による災害	5	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	S47.7
28	愛媛県	○	○	○	○	愛媛県被災者生活再建緊急支援事業	○	・被災者生活再建支援法適用災害 ・支援法の適用外で住家被害が発生している市町における災害	75※	75※	75※	75※	37.5※	22.5※	-	-	-	県:2/3市町:1/3	被災地域	H30.7.23
29	高知県		○			高知県被災者生活再建緊急支援事業費補助金	-	平成30年7月豪雨災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	被災地域	H30.10.19

		区分			支援法との併給	名称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財源負担割合				制度の開始時期
		①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村	
30	福岡県		○		-	福岡県被災者生活再建支援金	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	○	-	-	-	H24.7.3
		○	○		○	福岡県被災者住宅再建支援金	○	・県内で支援法が適用された災害 ・全壊、解体、長期避難、大規模半壊の被害にあった世帯が、県内で住宅を再建するために係る費用の融資を受けた場合、借入額に係る利子に対する補助(利子負担の軽減)を実施 ※上限100万円	100	100	100	100	-	-	-	○	-	-	-	H30.6.1
31	佐賀県		○	○	-	佐賀県被災者生活再建支援金制度	○	県内で生じた自然災害で、被災者生活再建支援制度の対象とならないもの	300	300	300	250	-	-	-	○	-	-	-	H31.3.19
		○			○	佐賀県災害見舞金	○	・火災(自然災害に起因するものに限る。)洪水、津波、地震、暴風等の災害により、5世帯以上の住家が滅失したこと。 ・雪害その他の災害により交通が途絶し食糧その他の生活必需品が欠乏し、自力で調達不能の世帯が5世帯以上発生した災害。	2以上※1	-	-	1以上※2	1以上※2	-	-	○	-	※3	-	H16.6.27
32	熊本県	○	○		-	県独自支援策(災害規模等によって対応することとし、大枠(スキーム)のみを決定)	○	県内で災害救助法が適用された災害	300	-	-	150	10	10	-	○	-	-	-	H25.6.21
33	大分県		○	○	-	大分県災害被災者住宅再建支援制度	○	全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害(全ての世帯)	300	-	-	130	130	5	-	-	○	-	-	被災地域 H18.4.1
34	宮崎県	○	○	○	○	宮崎県・市町村災害時安心基金	○	全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水)の被害が発生した災害(全ての世帯)	20	-	-	15	10	10	-	-	○ (基金設置)	-	-	全市町村 H19.4.1
35	鹿児島県	○	○		○※5のみ	鹿児島県被災者生活支援金	○	県内で支援法が適用された災害	20	-	-	20	20	20	20※4 30※5	-	○ (基金設置)	-	-	全市町村 H18.8.25
36	沖縄県	○	○	○	○	沖縄県災害見舞金	○	県内で発生した、天災地変その他災害(災害規模は問わない)	5	-	-	-	3	-	-	○	-	-	-	S47.10.11
合計 (団体数) (制度数)		32	49	41		36道府県 52制度 ※7制度が新設、4制度が申請期間終了・事業完了														

区分: ① 国の被災者生活再建支援法適用災害で法適用市町村において支援
 ② 国の被災者生活再建支援法適用災害で法適用外市町村において支援
 ③ 国の被災者生活再建支援法適用外災害で法適用外市町村において支援

※1(佐賀) 1人増すごとに1万円を加える
 ※2(佐賀) 1人増すごとに5千円を加える
 ※3(佐賀) 県は市町において、左記の同額以上を交付した場合に支給する
 ※4(鹿児島) 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者
 ※5(鹿児島) 床上浸水以上の被災世帯、小規模事業者で、前年の1月1日から被災日までの対象災害においても床上浸水以上の被害を受けた者
 ※6(山梨) ()無し金額は基礎支援金額、()内は加算支援金との合計金額
 ※7(愛媛) 世帯の構成員が単数である世帯への支援金の金額は、それぞれの金額に4分の3を乗じて得た額